

栃木県地域医療介護総合確保基金事業
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業) 補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、交付額の算定方法及び交付の相手方は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 補助金の名称

栃木県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)補助金

(2) 補助金の交付の目的

特別養護老人ホーム等の開設や増床の準備に要する経費、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換整備に要する経費及び介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に要する経費を助成し、円滑な開設等を支援する。

(3) 交付の対象である事業の内容

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号(令和5年6月23日付け一部改正版))の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領(以下、「管理運営要領」という。)」別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」の2「対象事業」(2)「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」のア「介護施設等の施設開設準備経費支援事業」及びイ「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援」に要する経費を対象とする。

(4) 対象除外

次に掲げる場合は、この要領に基づく事業の対象としない。

① 既に実施している事業である場合

② 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

(5) 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

① 別表の第1欄に掲げる対象施設について、第2欄に掲げる配分基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額と、対象施設の円滑な開所に必要な、開設前の6月に係る第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

② 別表の第4欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者に係る①の規定の適用については、①中

「第2欄に掲げる配分基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額」とあるのは、「第2欄に掲げる配分基礎単価に第3欄に掲げる単位を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

- (6) 交付の相手方
民間事業者とする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は別紙様式1号の申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第2号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助対象事業者が(1)から(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (12) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認)

第5条 第4条第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別紙様式第3号による変更承認申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、別紙様式第4号の報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第4条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(開設報告)

第7条 この補助金の交付の決定を受けた施設が開設したときは、開設の日から起算して1月を経過した日以内に、別紙様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第8条 規則第18条の規定による補助金の請求は、別紙様式第6号の請求書に關係書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

附 則 (平成27年10月29日 高対第739号)

この要領は、平成27年度分の補助金から実施する。

附 則 (平成30(2018)年3月28日改正)

この要領は、平成30(2018)年度分の補助金から実施する。

附 則 (平成31(2019)年3月26日改正)

この要領は、平成31(2019)年度分の補助金から実施する。

附 則 (令和3(2021)年3月31日改正)

この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から実施する。

附 則 (令和6 (2024) 年3月25日改正)

この要領は、令和6 (2024) 年度分の補助金から実施する。

別表

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	914千円	定員数	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） 	4,580千円	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	239千円	定員数 (転換床数)	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発 0414第1号、老振発0414第1号厚生労働
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	458千円	定員数	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 		※小規模多機能型居宅	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 		介護事業所	
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		及び看護小	

<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム 		<p>規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。</p>	<p>省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１・別紙２を準用する）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 			
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 			
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 			